札幌市簡易専用水道指導要領

簡易専用水道の管理

●簡易専用水道設置者のみなさまへ●

水道法に規定する簡易専用水道（水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が１０立方メートルを超えるもの）について、札幌市では、飲料水の衛生確保のため、**『札幌市簡易専用水道指導要領』**により給水設備の構造や維持管理についての基準を定めております。

私達が日常何気なく口にしている飲料水も、適切な維持管理を行わなければ衛生的な状態を保つことができません。

近年、建物の老朽化に伴い、蛇口から赤水が出るなどの事例が報告されています。また、貯水槽が異物（小動物・燃料油等）に汚染されることや、井戸水が細菌に汚染されることにより健康被害が起こる危険性がございます。

設置者のみなさまには、水道法とこの要領の趣旨を十分ご理解され、札幌市民の生活がより快適なものとなるよう、衛生的で安全な飲料水の供給に努めていただきますようお願いいたします。

札幌市保健福祉局

水 道 法 の 規 定

1　簡易専用水道とは

水道水のみを使用し、受水槽の**有効容量が 10 立方メートルを超えるもの**をいいます。

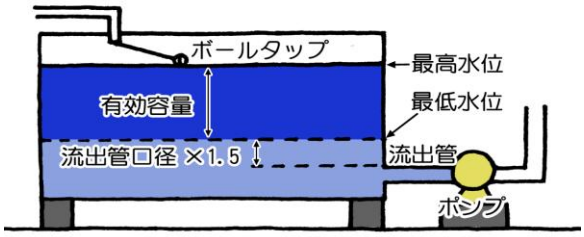

●有効容量とは、受水槽全体の容量ではなく、最高水位と最低水位の間の水量（図の範囲の水量）のことです。

2　管理基準

水道法では、次のような管理基準が定められています。

●毎年１回以上定期に貯水槽の掃除の実施
●給水設備の点検の実施
●給水栓末端の水の外観検査の実施
●毎年１回以上定期に国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関による検査の受検
※水質検査や貯水槽清掃ではありません。

指導要領の主な内容

1　対象範囲

水道法に規定する簡易専用水道です。ただし「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する特定建築物は別の基準に従って管理が必要です。

2　設置者

設置者とは、簡易専用水道の所有者又は当該給水設備の全部の管理について権原を有する者をいいます。

3　事前協議

設置者は、給水設備を設置しようとするときは、その計画内容が要領の構造設備基準に適合するものであるか、保健所長と協議してください。

4　維持管理者の選任

設置者は、自ら当該給水設備の維持管理を行うことができないときは、維持管理者を選任してください。維持管理者は、設置者に対し次のことを行ってください。

●給水設備の維持管理状況の定期的な報告
●給水設備の維持管理に関する適切な助言
なお、設置者は維持管理者の助言を尊重してください。

5　主な構造基準

（１）貯水槽

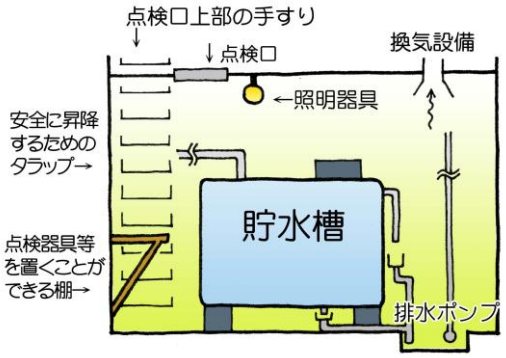

- 貯水槽は建築物内に設けてください。
- 貯水槽の点検ができるスペースを確保してください。
- 貯水槽が地下ピット内にある場合は、昇降のための安全措置を講じてください。

（２）給水管

- 給水管及び継手は、水質に悪影響を与えない材質のものを使用してください。
- 非常時の飲料水を確保するため、水道直結の給水栓を設けてください。
- 給水管とその他の配管設備（排水、消防用水、空調水、雑用水）とは直接連結させないでください。

6　主な維持管理基準

（１）水質の管理

- 給水設備は使用開始前に洗浄するとともに、水質検査を行い水質に異常がないことを確認してください。
- 水質検査を定期に行ってください。
- 末端の給水栓において、７日以内ごとに１回、日常の外観検査（色、濁り、臭い、味）と残留塩素の測定を行い、帳簿に記録してください。
- 残留塩素の濃度は、**0.1mg/L 以上**確保してください。

（２）給水設備の管理

- 設備の日常点検を行うほか、地震、大雨、凍結等の非常時の点検も必ず行ってください。
- 貯水槽の掃除を毎年１回以上定期に行ってください。

（３）帳簿書類の保存

- 給水設備の図面は永年、維持管理に関する帳簿書類は３年間保存してください。

各種届出について

次のことがらが生じたときは、その日から３０日以内に保健所長に届出をしてください。

簡易専用水道の使用を始めたとき	→	使用開始届
簡易専用水道を変更したとき	→	変　更　届
簡易専用水道を廃止したとき	→	廃　止　届

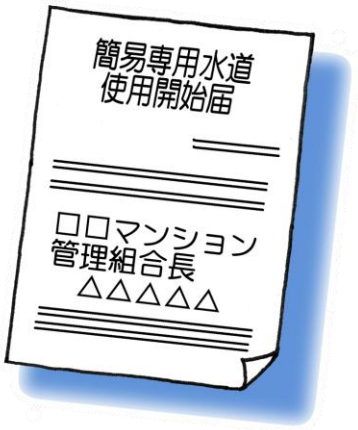

ご相談・お問い合わせは、
保健所の生活環境課ビル衛生係へどうぞ

札幌市保健所　生活環境課　ビル衛生係
札幌市中央区大通西１９丁目ＷＥＳＴ１９
Tel　６２２－５１６５　　Fax　６２２－７１３３